

公益財団法人 沖縄県産業振興公社

ホームページバナー及びメールマガジンの広告掲載の取扱いに関する要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人沖縄県産業振興公社ホームページバナー及びメールマガジンの広告掲載を適切に行うため、必要な事項を定める。

(広告の種類、位置及び枠数)

第2条 ホームページバナー及びメールマガジンの広告の位置及び枠数は、原則として次のとおりとする。

公益財団法人沖縄県産業振興公社ホームページのバナー広告(PC トップページ下部フローティングバナー(追従バナー)、ページ下部バナー(PC、スマートフォン共通))(4枠)及び公社ホームページ下段の1行広告(PC、スマートフォン共通)(3枠)、メールマガジンの広告(1枠、5行以内)とする。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は原則として次のとおりとする。

(1) バナー広告

①大きさ：横 230 ピクセル・縦 113 ピクセル

②データ形式は JPEG 又は GIF とする。

(2) 公社ホームページ下段の1行広告 30字以内

(3) メールマガジン広告 1行あたり半角70文字の5行以内

(広告の範囲)

第4条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

(1) 政治性または宗教性のあるもの

(2) 社会問題についての主義・主張

(3) 誇大表現または虚偽のおそれのあるもの

(4) 公序良俗に反するおそれのあるもの

(5) 第三者を誹謗、中傷または排斥するもの

(6) 風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの

(7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの

(8) 法令、規則等に反するもの

(9) その他、掲載する広告として適当でないと公社が認めるもの

(広告の禁止表現)

第5条 広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

(1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれのあるもの

(例)：「閉じる」「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

(2) 閲覧者に不快感を与えるおそれのあるもの

(例)：高速に点滅するイメージ、高速（間隔が0.4秒以下）に振動するイメージ、コントラスト（明度差）が強い画面の反転表示等

(3) 実際には機能しないもの

(例)：入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

(4) 閲覧者が公社に関する情報と錯誤するおそれがあるもの

(例)：「沖縄県産業振興公社情報」等の掲載等

(5) その他広告の表現として適当でないと公社が認めるもの

(広告掲載料)

第6条 第2条における広告の掲載料は次のとおりとする。なお、掲載期間は1ヶ月を単位とし、掲載期間とは掲載した日から翌月の応当日の前日までの期間とする。

- ・バナー広告（PC トップページ下部フローティングバナー（追従バナー）、ページ下部バナー（PC、スマートフォン共通）） 月額20,000円（税込）4枠
- ・1行広告（ホームページ下段） 月額10,000円（税込）3枠
- ・メールマガジン広告（記事中5行以内）1回10,000円（税込）

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、公社が別に定める。

(附 則)

この要領は、平成18年7月12日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成20年4月22日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成23年5月24日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成27年2月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和3年5月19日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。